

## 令和3年村上市議会第1回臨時会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和3年8月3日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査  
特別委員会設置について
- 第 5 議第60号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第61号 村上市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議第62号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定  
について  
議第63号 村上市上水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
議第64号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 第 7 議第65号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議第66号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）  
議第67号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）  
議第68号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### ○出席議員（22名）

1番	上	村	正	朗	君	2番	菅	井	晋	一	君	
3番	富	樫	雅	男	君	4番	高	田		晃	君	
5番	小	杉	武	仁	君	6番	河	村	幸	雄	君	
7番	本	間	善	和	君	8番	鈴	木	好	彦	君	
9番	稲	葉	久	美	子	君	10番	鈴	木	一	之	君
11番	渡	辺		昌	君	12番	尾	形	修	平	君	
13番	鈴	木	い	せ	子	君	14番	川	村	敏	晴	君
15番	姫	路		敏	君	16番	川	崎	健	二	君	

17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	稲垣秀和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	伊与部善久君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	山田知行君
会計管理者	菅原明君
農業委員会事務局長	小川良和君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
消防長	佐藤正弥君
学校教育課長	渡辺律子君

生涯学習課長	大	滝	寿	君
荒川支所長	平	田	智 枝 子	君
神林支所長	加	藤	誠 一	君
朝日支所長	岩	沢	深 雪	君
山北支所長	斎	藤	一 浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局 長	長 谷 部	俊 一
事務局 次長	内 山	治 夫
書 記	中 山	航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第1回臨時会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日令和3年村上市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、条例の改正5件、補正予算4件の合わせて9件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、稲葉久美子さん、12番、尾形修平君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る7月27日、議会運営委員会を開き、ご協議をいただいた結果、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、東京2020オリンピック・パラリンピックについてご報告申し上げます。1964年以来57年ぶりの東京開催となるオリンピックが7月23日に開幕いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響から、多くの会場で無観客となるなど、感染症対策を講じながらの新しいスタイルでのオリンピックの開催となっております。そうした中7月25日に競技が行われたスケートボード男子ストリート種目で、堀米雄斗選手が見事金メダルに輝きました。また、続く26日には女子ストリート種目で西矢栂選手が金メダル、中山楓奈選手が銅メダルと女子ストリートでは2人のメダリストが誕生し、ストリート種目の男子、女子ともにオリンピックの初代チャンピオンが我が国から誕生したということで、日本中に感動を与えてくれました。この快挙を成し遂げたスケートボード日本代表チームの皆さんは、本市スケートパークでの事前キャンプで最終調整を行い、競技に挑んですばらしい成績を達成されたわけではありますが、本市といたしましても、事前キャンプの受入れ自治体として、選手の皆さんにはよい時間を過ごしていただくことができたのではないかと感じているところであります。改めてこのたびの快挙に心からお祝いを申し上げますとともに、コロナ禍の中にあつて、代表チームの皆さんには制約のある中での挑戦であったわけではありますが、その挑戦し続ける選手の皆さんの負けない姿勢に敬意を表する次第であります。8月4日からスタートするパーク種目に出場する日本代表チームの皆さんは、7月26日からスタートした本市スケートパークでの事前キャンプを終え、29日にオリンピック選手村へ移動しています。8月4日には女子パーク種目の3名の選手が出場し、翌8月5日には本市出身の平野歩夢選手が男子パークに出場します。平野選手をはじめ、選手の皆さんがベストのパフォーマンスを発揮し、存分にご活躍されますよう心よりお祈り申し上げますとともに、市民の皆様をはじめ、現在都市間連携を強化しておりますスケートボード競技施設を有する国内27都市の市民の皆様とともに、一つになって応援してまいりたいと考えております。

また、東京2020パラリンピックの男子マラソンT46に出場する本市出身の永田務選手が9月5日にレースに挑みます。永田選手には、持てる力を存分に発揮していただき、自らの目標を達成するご活躍を大いにご期待申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてご報告申し上げます。まず、ワクチン接種の状況についてであります。65歳以上の方については、8月2日現在で対象者の約9割、2万1,000人の方からワクチン接種の予約があり、そのうち95%の方が2回のワクチン接種を終えています。7月末までに65歳以上の方のワクチン接種を終えるという目標を達成するため、既に予約いただいた接種スケジュールの前倒しにご協力をいただいた皆様方に、改めて感謝申し上げます。皆様方のご協力により、目標をおおむね達成できたと考えているところでありますが、接種を希望されている全ての方に速やかに接種していただけるよう取組を進めてまいります。64歳以下の方につき

ましては、7月9日、7月19日、7月29日の3回に分けて接種グループごとに接種券を送付をいたしました。既に60歳から64歳の方の8割、40歳から59歳の方の6割、12歳から39歳の方の3割を超える皆様から予約をいただいております。64歳以下の方につきましても、8月1日からワクチン接種を開始しているわけでありますが、予約についてはインターネットでの予約が75%を占めている状況でありまして、混雑することなく、円滑に予約の受付ができております。ワクチン接種につきましても、新潟県の設置する大規模接種センターでの村上市枠を含め、非常に順調に接種していただいている状況であります。改めて市民の皆様のご協力に感謝申し上げる次第であります。このワクチン接種についてであります。村上市岩船郡医師会をはじめ、多くの関係機関の皆様、接種会場で従事していただいている全てのスタッフの皆様には、改めて感謝申し上げる次第であります。希望する全ての市民の皆様のワクチン接種を終えるまで、引き続きご協力をお願い申し上げます。

現在の新型コロナウイルスの感染状況についてであります。全国的に感染症患者の増加が続いております。特に首都圏を中心として感染者が急激に増加していることから、国では緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域を拡大するとともに、その期間を8月31日まで延長しました。新潟県においても、7月16日に県独自の警報が再発令され、連日新規感染症患者が報告される中、7月31日には1日の感染症患者が過去最多となる58人が確認されました。感染症患者の確認状況を見ますと、若い世代、特に20代の感染割合が増加していることから、県では若年層に対して感染予防の徹底を呼びかけているところであります。こうしたことを踏まえ、新潟県が需要喚起策として実施しているGo To イートキャンペーンの販売と使っ得！にいがた県民割キャンペーンの新規予約について、現在の感染状況を踏まえ、停止するとの発表がありました。Go To イートキャンペーンにつきましても、本日から当面の間食事券の販売を停止し、使っ得！にいがた県民割キャンペーンにつきましても、8月4日から当面の間新規予約が停止となります。これに併せて、本市の宿泊割引であるこいっちゃ村上！得割キャンペーンにつきましても、8月4日から当面の間新規予約を停止させていただくことといたしました。本市の感染状況におきましては、現在は感染が拡大しているという状況ではないと考えておりますが、7月14日の時点で市内での新規感染症患者の数が直近の1週間で3人以上発生したことを受け、対策レベル1、市内感染拡大注意のフェーズに移行し、対策レベルを1段上げ、対策に取り組んでいるところであります。その後市内での新規感染症患者の数が直近の1週間でゼロから2となる対策レベルゼロに改善はいたしておりますが、断続的に新規感染症患者が確認されており、十分な警戒を要する状況となっていることから、対策レベル1を継続し、引き続き市内感染拡大注意の対策に取り組んでいるところであります。

こうした中、新潟県の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からは、高齢者の感染が減少しているのは、ワクチンの効果が現れていると考えられるとのコメントが発表され、新型コロナウイルスからの感染リスク、感染した場合の重症化リスクを減らすために、ワクチン接種が有効である

ことが明らかとなっています。ワクチンの接種をご検討されている皆様には、ワクチンの有効性と重要性をご理解いただき、ワクチン接種を受けていただきますようお願い申し上げます。また、夏休みに入り旅行や帰省等で人流が増える時期となっております。市民の皆様には、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県との往来は極力控えていただくこと、飲食を伴う会合への参加は慎重に判断していただくことをお願い申し上げますとともに、一人一人ができる対策を徹底し、うつらない、うつさない強い取組を改めてお願いいたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君）　今ほど市長のほうから話あったので、オリンピックについてお伺いしますけれども、地元選手これから5日に競技開始になるわけですがけれども、垂れ幕のことについてですけれども、私この前荒川支所では垂れ幕、平野君と永田務君の垂れ幕2本掲げられておりました。その帰りに神林支所に寄ったら、神林支所では玄関前のところに横幕を掲げられておりました。本庁には全然垂れ幕は下がっておりません。その後朝日支所へ行ったら、朝日支所も何にも垂れ幕はかかっておりません。山北のほうは私詳しく分からないのですが、永田君のやつは垂れ幕は下がっているけれども、平野君のは確認しておりません。それで、昨日たまたま生涯学習課長にその話電話でしたのですけれども、ここに来て地元がもう少し盛り上がってほしいのですけれども、そういった垂れ幕自体もかかっておらないで、観光客が来ても何か盛り上がっていないのではないかなというようなふうにも見られますので、このことについて市長はどのように捉えていますか。

○議長（三田敏秋君）　市長。

○市長（高橋邦芳君）　各行政庁舎での掲出の部分については、それぞれの担当がどういう状況だったのかということでコメントがあればこの後お話をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今回代表チームの事前キャンプ地として村上市をご選定をいただいて、スケートボードの聖地「むらかみ」を標榜いたしております村上市にとって、本当に名誉なことでありまして、またこれまでもスケートボード競技施設を有する都市の皆さんとも連携をして、何とかスケートボード競技を日本のメジャーな競技にしていこうということで、実は連携をさせていただいているわけですが、そうした中コロナ禍の中での開催ということでありまして、なかなかこれが積極的に打って出にくい状況は実はあります。それともう一点、実はWSJ、この日本代表チームをサポートしている母体でありますけれども、そこのほうからしっかりと感染症対策を講じた上でキャンプを実施し、なおかつ交流等についても極力控えるようにというご指示もあるわけでありまして。そうした中で、いろいろと知恵を出していただきながら、できる限りのお出迎えをし、そうした思いを伝えていこうということで、これまでも例えば子どもたちにお願いしまして、短冊を選手の皆さんに直接届ける取組とか、いろんなことをさせていただいております。本来であれば市を挙げて応援を

できればいいのですけれども、そういうこと取組がなかなか難しい状況だという中で我々の最大限のお出迎え、また応援ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

垂れ幕の掲出については、全体としてまとめてコメントができるようであれば、生涯学習課長のほうからコメントしてもらいますし、あと個別の行政庁舎側で特段説明をする内容があれば、それぞれの庁舎管理者のほうから説明をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） コロナ禍の中で、パブリックビューイングとか、そういうのは控えているのですけれども、こういった垂れ幕とか、横幕とかについては、やはり各支所で全部が全部下げられる状況の中ではないかと思うのですけれども、それでもやはり地元のために応援するのであれば、きちっとやっぱりやったほうがいいのではないですか。生涯学習課長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私のほうから全ての庁舎、本庁、支所に掲出をなささいということで指示は出しております。その状況が少し違うので、その内容については生涯学習課長から説明をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） お答えいたします。

まず、永田選手の懸垂幕、横断幕、これはそれぞれの庁舎の仕組みというか、しつらえについて横断幕だったり、懸垂幕であったりするわけなのですけれども、こちらのほうにつきましては、5月の10日から私ども各支所、それから本庁舎に配付しまして、やっていたいております。それから、平野歩夢選手の部分につきましては、これも正式発表が遅かったものですから、6月の29日から要は掲示できるような形を取りまして、掲示していたのですけれども、せんだつての台風の状況で、大風が吹くような予定が分かったものですから、そのときに一回外したと。その後のまた再掲がちょっと遅れてしまったということで、私どもの指示が徹底されていなかったということで反省しております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） コロナ禍の中ですけれども、やはり市民が全体的に燃え上がるような、新潟日報ではオリンピック始まってからオリンピックに対しての批判みたいな記事ずっと載っていますけれども、やはり私はそういった表彰式のときに日本の日の丸の国旗上がるわけですけれども、そういった全体的な選手のおかげによって、市民も元気が出て、愛国心が燃えて、やはりこういったことはいいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） 私どももできる範囲の中で、先ほど市長もおっしゃっていただけ

れども、コロナ禍の中での対応、それからオリンピックという大会自体の制約というのがいろいろ選手にかかっておりまして、できる範囲とできない範囲というのがいろいろございます。1個ずつ全部JOCのほうとか、それからWSJのほうに確認を取って、私どもできる部分を一応やらせていただいておりますので、そのような意見がございますけれども、私どももできる限り市民の皆様にも感動を与えられるような仕掛けを今後も続けていきたいなというふうに思っております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 新型コロナウイルスのワクチン接種の関係で1点お聞きしたいと思います。

65歳以上の高齢者の方の9割が予約ができて、そのうちの95%まで2回目のワクチン接種が終わったということで、非常に大変なご努力の中、かなり詰めていただいているなということで、まずお礼を申し上げたいと思います。昨日79歳の高齢の女性の方から電話がありまして、ワクチン接種終わりましたかという話をしたところ、独り暮らしなものですから、副反応がとても怖くて接種ができないという返事でした。独り暮らしをしている方ですので、介護サービスも使っておりませんし、いろんな公の制度につながっている方でもありません。それから家族、身内との関係も非常に薄いので、日中であればともかく夜間具合が悪くなって、なかなか連絡ができないとか、そういうときにどうしたらいいのか、私もその人に返す、こういう体制取っているから安心して予約して接種受けたらいいですよという話がちょっとできなかったものですから、質問は3回までなのですが、まとめて言うと、そういう方からの話があったとき、もう既に周知、広報されているのかもしれませんが、どこに連絡を取って、あと例えばそういう独り暮らしで周りに身内の方がいなくて、副反応がとても怖いとおっしゃる方に具体的にどういう支援ができるのか、恐らく今残っていらっしゃる方というのは、寝たきりの方とか、主治医の方から体に負担がかかるからワクチン接種しないほうがいいよとか、あとは今言ったような方が恐らく残っているのだらうなと思いますので、その辺まずそういう方がいらっしゃるというのが分かったときに、どこに連絡をして、あとこういう場合連絡を取ったらどういう支援というのはなかなか大変だと思いますけれども、どういう支援をしていただけるものなのか、保健医療課ですか、介護高齢でしょうか、ちょっとお聞かせいただければなと思いますけれども。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 今のご質問ですけれども、そういう副作用が怖くて接種を受けられないという場合は、介護高齢課のほうに相談していただいて、副作用に対してどういうふうな対応を取るかというのを事前に相談させていただいて、その副反応に備えるというような対応かなと思いますので、個々に合わせて対応したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 今ほど介護高齢課の課長のほうからも話ありましたけれども、基本

的には医療の部分として相談になりますと、かかりつけのお医者さんであったり、ご自分がかかられているお医者さんにまずは相談していただく、そこが一番でないかなと思います。あとその後の副反応のこういったものがあるということをごきちんと市のほうで周知をしておりますし、国のほうでも周知をしておりますので、どちらのリスクをご自分のほうで選ぶか、そこをしっかりと話し合いの中でご自分が理解して受けていただければ一番いいなというところで周知をしているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、やはり100%はいかないだろうという想定の中で、どういうケースがなかなか予約できない方々につながるのかということで、例えば独り暮らし高齢者、サポートする体制がない、そういうのはまず把握をしましょうということで、要支援者も含めてですけれども、私のほうから介護高齢、保健医療、福祉を連携して、いろんな形でそれを集約していくという形を取らせていただきました。その中で、説明の内容を受けて、では受けてみようという方も当然いらっしゃるし、今ご指摘のとおり打ちたいかどうかご本人の希望ですけれども、打ちたいのだけれども、副反応が怖いので一歩前に出すことができないというような状況があると思います。それについては、また再度把握をしまして、どういう体制が取れるのかというのをプロジェクトチームの中で検証しながら、最終的には希望される全ての方に安心してワクチン接種をしていただける体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 市長のお答えで大変いいのではないかなと思います。主治医に夜中に副反応出たときに、どうしたらいいかと聞いても、主治医恐らく答えてくれないと思いますので、それはリスクの問題ではなくて、何かあったときにどういう支援体制が取れるかという話ですので、例えば市のほうでもそういう方を把握する努力を一生懸命いただいていると思いますけれども、私どものほうでそれを把握した場合は、高齢者だったら介護高齢課、障がい者だったら福祉課、ひとり親世帯だったらこども課、そういうその属性に応じてつなぐ先を我々が考えなくてはいけないのか、それともどこにつないでもしかるべきところにきちんとつないでいただけるようなことになっているのだなということ、それはそれでよろしいでしょうか、市長。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） そのために今回やっぱりこの事案については、1課でやるという問題ではもう全然ないということで、既に当初からプロジェクトチーム、対策本部の中に設置をしまして、そこが主体として行っています。ですから、コールセンターにお問合せをいただければ全部それで振り分けられるような体制になっておりますので、コールセンターにお問合せをいただければいいかなと思います。

○1番（上村正朗君） 分かりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） おはようございます。ちょっとコロナウイルスの件で少し聞きたいのですが、7月6日の日に議会にいわゆる対策レベルの判断の目安で、週当たりの感染者数を考慮して決定する。これ通知の件です、市民に対しての周知方法。発生時の市民への周知で、発生の都度防災行政無線で感染者発生状況を放送していたが、対策レベル2以上からの放送とすると、こういう見直しを行ったと、2日の日その会議で。これを市民にはメルマガ、ホームページで発生当初からお知らせをするということに括弧書きでなっておりますけれども、このことが市民に分かっていないという人が多々いらっしゃいまして、恐らくほかの議員さんもそうなのでしょうけれども、最近市長が感染者出ているけれども、いわゆる無線でお話ないですねと。今まで市長さん一生懸命やっているのでしょけれども、それが途切れていると、ないことにこしたことはないのだねというようなことも言われる人もいらっしゃいますし、もし何で言わなくなったのかねという話が出てきたときに、私ども議会のほうには、総務課のほうからそういったのは対策室のほうからいろいろと資料が来て、なるほどレベル2、1週間のうち3人以上発生した場合はということなのかな、これ行政無線を使うことも考えるというように変更されているということになってはいますけれども、これは周知の方法について今総務課長、あなたどういうふうを考えておりますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） おっしゃるとおり私どもホームページ、それからメルマガでは周知はさせていただいたのですが、電話でいろんな形で当初照会もいただきまして、その周知不足だということも私どもちょっと反省をしております、毎回ワクチンの広報が今市民宛てに出しておりますので、そこで改めてまたお知らせすることで今準備をしております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これ7月の6日に議会に発信されているわけです。今もう8月の今日が3日ですか、8月に入ってやっぱり私はみんな待っているわけではないですけども、どうなのだろうとやっぱり不思議がる人が中にいますので、そういった周知というのはやっぱり市報でしっかりとやる、あるいはせつかくですから、市長さん放送していらっしゃったので、市長さんの口から今後こういうふうにするよということを逆に防災無線で言われると、なるほどなと分かる人もいたのかなと思います。準備しているということは、まだ発信していないということではないですか。私市報なんか見ても、ついていないので今の言っていることが。やっぱりもうちょっと素早くその辺は市民に対して周知したほうがいいと思いますが、市長どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。広報の仕方を少し整理をしようということの県のガイドラインも踏まえて、市でも常に検討しているのです。その中で、

出水期を迎えながら、防災行政無線の使い方、市報の仕方、市長が直接語りかけるというのは非常にこれは効果はあるのですけれども、はっとしますので、そういったところを含めて少し整理をしようということをしました。これについて市民に対してしっかり周知をしなければだめだということで、私のほうから指示を出したのですけれども、それが徹底されていなかったというか、そういうお話が議員の皆様方のところにも届いているでしょうし、私のところにも実は直接届きました。ですから、やはりしっかりとした情報を届けて、共有していくというのは重要だと思いますので、これからそこのところを素早く対応できるように徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） そこら辺を変ったのであればすぐにやっぱり周知したほうがよろしいかと思えます。市長がしゃべらぬでもいいのかなと私は今でも思いますが、その辺はよく検討なさってお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査特別委員会設置について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査特別委員会設置についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって小杉武仁君の退場を求めます。

〔5番 小杉武仁君退席〕

○議長（三田敏秋君） 提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、本間善和君。

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） それでは、皆さんおはようございます。議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査特別委員会設置について提案の説明を申し上げます。

本市においては、人口減少が著しく、小規模小売店の廃業も拍車をかけている中で、高齢者の買物に対する支援は大きな課題となっております。そのような中で、日常品の販売事業を展開する民間の移動スーパーの開業については、お店が存在しない集落にとって、買物困難者への課題の解決策として民間事業者が立ち上げていただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。今回の

事業を進めていただいた中で、何が課題かを考えたとき、2つの問題点にぶつかりました。1つは、今回の事業主は現職の市議会議員であります。このことから、ご自身が事業を進める上で、大切なことは行政との関係について一般市民から一寸の疑いや疑惑も持たれることなく、細心の注意を払い事業に取り組むべきと思います。しかし、本来事業者が行うべき市場のアンケート調査等を行政にお願いするなどの行為は、村上市議会基本条例第22条、議員政治倫理に抵触していると思われま。市民に対し、しっかりとした説明責任が私は必要と思います。2つ目は、民間の方が実施する移動スーパー事業に対して、行政職員がアンケート調査費用に公費を使い、各地区の区長に対して買物支援に関するアンケート調査を実施し、そのアンケート調査結果を1つの事業者だけに伝える行為は、村上市職員の倫理条例第3条に規定する職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に抵触するものと思われま。このようなことが神林支所で行われ、職員が訓告処分を受けることとなりましたが、朝日支所、山北支所においても同様のアンケート調査の発信者をまちづくり協議会等の名前で実施し、その調査結果を1事業者だけに伝えたことはあってはならない行為と思っております。私も市職員のOBとして長年過ごさせていただいた中で思うことは、約755人の市役所職員は採用時から公務員として研修を何度となく受講し、日常の職務において常に公費の取扱いには細心の注意を払い、全ての市民に対して常に公平な職務の執行に日夜努めていると私は今でも確信を持って言えます。これまで市からの報告では、なぜこのようなことが起きたのか、その原因の根本の調査報告は残念なことになかったと感じております。

1つ、考えられないような問題が3か所の支所で同時に発生した真の原因は、時間をかけて慎重に調査したのか。

1つ、全体の奉仕者である職員の心の歯車のかけ違いは、どこに原因があったのか。

1つ、職員に対する訓告処分を行ったが、真に必要な処分であったのか。未来ある村上市の発展のためにも、また行政事務を進めていただく職員のためにも、しっかりとした説明をすべきと思っております。

以上の2点の理由により、一連の事実関係を解明し、再発防止と今後の適切な職務の執行に向けた取組をすべきであり、それこそが監視機能を与えられた市議会議員の責務であると考えま。よって、議会として地方自治法第100条1項に基づき調査特別委員会を設置し、事実の解明を行うべきと提案させていただきました。議員各位の善処ある判断をお願いし、提案の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 提案者に質問させていただきたいと思ひます。

今提案理由で述べられた2項目ございましたけれども、その1項目めの件なのですけれども、これ本来事業者が行うべき市場のアンケート調査を行政にお願いする行為ということだったのですけれども、これ先般私全員協議会の席上でもこの点を確認するべく理事者側に質問させていただきました。21日の全員協議会の席で、理事者側からは議員としての働きかけはなかったと、行政に対してのお願いはなかったと言ったにもかかわらず、今提案理由として議員が上げられたその理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私提案理由の説明でも述べさせていただいたとおり、議員とある者は、一般の市民からやはりいろんな面で注目されていると思います。今回冒頭にもお話ししたとおり、非常にいい私は事業を進めていただくということは、非常に感謝しているのですけれども、やはり一般の市民、特に同業者等からなぜ市場の調査を行政と一緒にやらなければならないのというような疑問符、おかしいのではないの、私たちもやってもらいたいわというやはり同じ同業者もしくは一般の市民であればそういう疑問符を打ったということで、議員たる者は一寸の疑いとか、疑惑を持たれることなくやはり市民の手本となって日常の活動にすべきものではないかということで、一つの課題として上げさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 若干私の質問と答弁違うと思うのだけれども、理事者側は議員としてというよりも、一事業者として働きかけがあったかなかったかの質問に対して、地域課題である買物困難者に対する今回の事業だったものだから、理事者側がおもんばかってというか、そのおもんばかった結果がこの今回のアンケートにつながったというふうに私は理解しているのだけれども、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 今までの報告、市のほうから2回ほど報告がありました。私も同席し、全員協議会ですので、いろんな報告の内容を隔々まで聞かせてもらいましたが、やはり議員に対する回答というものは、今回も提案の中で説明させていただいたように、明快な調査というものは市側もできないと思うのです、議員に対して。その中で、一方的に市の職員から聞き取った中ではなかったかというような報告の内容だったと思います。それで、今回の説明の中でも申し上げたとおり、抵触しているのではないかということで、私もこれは確信は持てません。そういうことで、再度これは調査が必要なのではないかということで提案させていただいたという格好の説明でございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） これ提案理由でも述べられたように、議会に対する調査権、いわゆる百条委員会の設置ということで提案されたと思うのですけれども、この百条委員会というのは、私が言う

までもなく、非常に重い調査権を持った特別委員会であります。その中で私が思うには、民事訴訟法上に関する規定が準用されるため、いろいろな法的制約があつて、例えば調書とか、出廷とかに関しても、参考人が拒むことができないというような本当に厳しい特別委員会になると思うのです。なぜ百条委員会までの設置を議員は考えられたのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 議員がおっしゃるとおり、百条委員会というのは非常に重い、私も認識しております。今回これまでこの問題を提議し、調査始まってから約2か月近くなりました。市側も一生懸命調査していただいて、全員協議会でいろいろな報告をされたわけですがけれども、報告されるたびにまた疑問符が浮いてくると、私一番議員に対しては今まで何にも調査していないわけですから、議会でも呼んで聞いたりしてはしていませんので、市側も議員に対しては聞いていないと思います。職員に対して、この100条というものは非常に重いものですから、今処分は行っておりますが、本当に必要な処分だったのかと、私は疑問符を打ったのです。まだこうこのことをしたから処分したよという結果だけしかなく、そこに行くまでのいきさつ、どういう理由でそういう行為をしたのか、職員は私はそんなことをする職員だとは思っていないのです、職員というのは。だから、なぜこういう間違ったことを、処分を受けなければならないことを3か所の支所で同時に行ったのか、私はやはりそこを原因を追及してやらないと職員がかわいそうなのではないかと、そういう気になったわけです、同じOBとして。そのために再度100条というものは、この調査権というのは議員ご存じのとおりいろんな方々からいろんなご意見を聞くことができます。そして、拒むこともできません、罰則刑がつきますので。真実を明確にして、やはり妥当な処分だったのか、その辺のところを調査してあげるべきだと私は思っております。

以上でございます。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。最初に、今尾形議員のほうからちょっと質疑ありました、その部分についてなのですけれども、今質問者の答弁でもちょっと理解はできているのですけれども、なぜ今100条なのかという部分で、全員協議会で幾度となく理事者側からの説明を我々議員は受けてきました。しかしながら、残念なことにその後の質疑に対して状況が変わってみたいり今までしてきました。やっぱりこういう判断の中で、これはしっかりと調査をする場所で聞き取りなりして行うべきだろうということが恐らく発議者の中にもあつて今回に至ったのだらうと、今聞いているとそういうふうに感じますが、そういうことでよろしいのですよね。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私もこの報告書、行政側が真剣に調査したと私は思っております。その調査の報告、全員協議会、全員の議員の前で皆さんご存じのとおり2回ほど調査されました。報告があ

りました。調査の報告の中で、質疑応答をやっていくと、また新たな問題が出てきた。2回目になると、また新たな問題が出る。また、追加の処分まで出てきたと、本当にこれは最後の最後まで真相をつかんでいるのかと、調査をするたびに新たな事実が出て、処分者が増える。そのようなことがあってはならないと思うのです。これは、行政の限界なのかなと私はそう思いました。そこで、このことをこのまま職員だけ今処分したものをそのまましておく、はっきり言えば妥当な処分だったのか、もうこれで終わってしまうと、もしかすると不必要な処分だったのかもしれないということもあり得るのではないかとということで、やはり議員として、議会として、調査権を持つ百条委員会できちっと調査をして結論を出してやるべきではないかと、そういうことで百条委員会をお願いしているわけでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。議員の全員協議会の中でもちょっとお話ししたのですが、今回の私の一般質問でのやり取りが何か発端になっているというふうな私も気がするのですけれども、その中でその後すぐに職員さん2名の処分を決定したというのは、非常に私は勇み足だったのかなと思うのです。しっかりもっとよく調べて、調査して状況を見てやるべきだったのかなと思います。その中で、今回一度私は処分を撤回した上で、職員の名誉も復帰させて、そしてしっかりともう一度調べるべきだろうと、こんなふうに思っていますが、その辺も含めてご答弁できたらありがたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私とすれば、たしか記憶だと6月11日の一般質問の中でこの話が出て、すぐ私おかしい問題だなということで、この問題が動いたわけですけれども、処分が私びっくりしたのが6月3日、一般質問で初めて議員の皆様がこの話が出て、処分したのが遡って6月3日の日慌てたみたいな格好で処分していると。私は、非常にこの辺のところも疑問符を打ちました。できれば本当に真剣な調査をした上での処分だったのかということが今でもちょっと不思議に思っております。大変恐縮なのですけれども、提案理由の中で述べさせてもらった神林の支所長等の処分については、私も再度調査をし、本当に真の処分だったのかを調査してやるべきが議員の役割でないかと、そう思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それと最後の質問ですけれども、胎内市では新聞に出ておりましたが、とくし丸という移動スーパー、今回の移動スーパーと似たようなところがありますが、それが発進されて稼働しております。新聞記事によると、新発田で何件かやっていたのが今度胎内市でもということでやろうという動きがウオロクの中にございまして、その中でウオロクとしてみれば、私ちょっと電話で聞き取りやったのですが、その話によると、3か月で3人して一件一件胎内市を回ったそうです。そして、回ってその中で状況判断をウオロクとしてやったという話も聞いたりします。

そこで事業としてやるべきかどうかということの一つ判断した中で、市場調査をそれだけのお金を使ってやったのだと、そこで踏み出したという話も聞いております。そういうことから考えてみると、あのアンケート調査を見る限り、事業者の名前もアポもいいですか、場所も提供できますかみたいなところを胎内市でやろうとした事業者は全て3か月足で歩いて、そして判断をして踏み出したと、この部分を何と行政の公費で調査したような形になってしまっている。事業者もそういうつもりではなかったのかもしれませんが、結果的にそういうことになってしまっている。これは、公費を使ってそこまでののであれば、やっぱり調査の対象になってくるのだろうなど、私はこのように思いますけれども、そういうところもやっぱり発議者の気持ちの中にはございますか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私も村上市のこの課題の一つということで、非常に高齢者が多くなった集落、特にお店がなくなった集落等については、この買物困難者を助けるための移動スーパーというのが非常に私重要なことだと思っています。議会でも何回かこういうお話は一般質問等も出たのですが、本当はもっと早く私の気持ちとすれば行政が動くべきだったのではないだろうか、今そう思っております。もっと早い手を打つべきだったのではないかと、そのことを見かねた今回の事業主さんが善意だと思って頑張ってくれたと思うのですけれども、やはりこういう業者というのか、営業というのか、そういうものはやはり善意だけでは濟まないと思うのです。やはりそういう業界に入るには、それなりのルールとか、努力とか、そういうものの積み重ねの中で皆さんと共有して商いをやっていただきたいと、私はそう思っております。そういうところが、まして現職の議員ですので、その辺のところの一つ欠けたのかなと私はそう思っております。

以上でございます。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 14番、川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） それでは質問させていただきますが、前お二人からる質問出て、内容については十分聞いていると思いますけれども、私の観点からお聞きしたいと思います。

今上程されていますいわゆる百条委員会、この委員会については先ほど尾形議員からも言っていましたけれども、非常に権限の大きい調査でありまして、いわゆる議会側からすると、伝家の宝刀なんて言い方もされておりますけれども、提案者はこのように慎重に審議されなければならないこの百条委員会を今伝家の宝刀につかに手をかけて、さて抜こうという状況であります。私振り返りますと、荒川町議会を通じて17年8か月たちますが、この百条委員会が提案されたという経験が全くないのであります。それほどこの百条委員会というのは重大な側面を持っているものでないかなという面から私もしっかりと提案者の意見を聞いて、賛否を決定していきたいなど、このような気持ちでお聞きします。

1問目になりますけれども、提案者は長年行政マンとして山北町時代からお勤めで議員になられ

たという経緯がございますが、私17年8か月ですが、職員としてお勤めになって今までにこの百条委員会というのは何回くらい経験なさっていますか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私行政マンとして37年間勤めさせていただきました。ご存じのとおり平成20年までは山北の職員として、平成20年以降は6年間ですけれども、村上市の職員として、私の記憶では若いときにはそんな議会のほうはちょっと無頓着なこともあったのですけれども、それなりの職がついてから議会の対応云々という格好で、これまでの経験上百条委員会の設置は私山北ではありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 分かりました。三十数年の……

〔「37年です」と呼ぶ者あり〕

○14番（川村敏晴君） 37年の中で山北時代、合併後も私も共有していますので、一度もなかったという、それほどこの百条委員会頻繁に開催されるべきではなかったと言ってもいいのかなというふうに感じていますが、このような百条委員会に提案者は自らの職員時代の後輩でもある職員を全員協議会でも何度か質問等させていただいて、出廷いただいて、出廷といえばあれなのでしょうか、いただいた職員をさらにまたこの百条委員会で出席を求めて意見を聞く状況になるわけですが、先ほど来お話は聞いているのですけれども、このような状況をつくってまで一番に一つ確認したいというところはどこなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私先ほど提案理由の中でも話したとおり、私は職員という公務員として37年間やってきました。ここにいられる職員方もそうです。皆さんそれぞれの階級に沿った研修という格好で、最初入った初任者研修からこの公金の取扱い、市民に対する公平な扱いというのは、イロハのイなのです。もう徹底的にそれを教えられます。そういうことが教えられた職員が間違うなんていうことは、絶対あり得ないと私は確信しています、今でも。ただし、今回このようなことが起きてしまった。結果は起きてしまったということで処分された。しかし、なぜ起きたのか、どんな力が働いたのか、私は分かりません。やはりそういうことをきちっと調査して、職員の名誉を取り戻すというか、職員の名誉を回復してやるためにも、やはりきちっとした調査をするべきだと思うのです。私はそう思い、今回の調査委員会の立ち上げをお願いしているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 最後の質問になります。

職員に対しての愛情のある百条委員会の設置であるというふうに私聞き取りましたが、しかしこの百条委員会、今日も報道の方見えていますが、これを設置することによって、かなり広範囲にその該当者に対していろいろな臆測に基づいた視線が送られていくだろうというふうに私想定してお

りますが、提案者の愛のむちといえいいのか、そこまでして職員を守りたいというふうな意味でこの百条委員会を設置するのだというふうに私読み取りましたが、それでよろしいでしょうか。

- 議長（三田敏秋君） 本間善和君。
- 7番（本間善和君） そのとおりだと思います。
- 14番（川村敏晴君） ありがとうございます。
- 議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時20分まで休憩といたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時20分 開議

- 議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

- 市長（高橋邦芳君） 発言のご許可をいただきまして、感謝申し上げたいというふうに思っております。

ただいま上程されております議員発議第3号の提出者のご発言の中で、市の職員に対する処分日、これが6月3日、その後議会に経過の説明を行ったのが6月の11日、遡りで懲戒審査の処分を発したというふうにも取れるご発言がありました。市といたしましては、事実確認後懲戒審査の手順にのっとり調査をし、その結果、職員の倫理条例の規定に基づき、それに抵触しているという判断をし、専門的な知見も活用しながら処分に至ったということでありますので、その後議会にご報告を申し上げます。これまでも懲戒審査を行った場合につきましては、同様の手法で議会のほうにもお知らせを申し上げていることですので、あたかも遡りで処分をしたという発言につきましては、私どもとしては非常に遺憾に存じておりますので、そのところは議事の調整をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

- 議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

それでは、これから討論を行います。討論はございませんか。

反対の討論はございませんか。

16番、川崎健二君。

〔16番 川崎健二君登壇〕

- 16番（川崎健二君） ご苦労さまです。今歯の治療をしておりますので、ちょっと発音悪く聞こえるかもしれませんが、ご勘弁ください。

議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査特別委員会設置について、反対の立場から討論させていただきます。本市において、買物困難者支援が地域課題であることは、提案者を含め誰もが認めることだと認識しています。地域の様々な課題に対して、基本的には民間の経済活動の中で解決できれば一番よいものと思いますが、地域の特性などから、現実としてそれが困難な地域があることも事実です。そういう地域においては、集落や地域の共助による解決や行政の公助による解決の方法を探るべきものと考えますが、行政としてこれまでの取組が必ずしも十分であったとは言えない状況でありました。今回の事案は、事業者からの相談を契機に、地域、集落の共助による問題解決を図ろうとしたものだと私は捉えています。移動販売車が巡回する地域からは、助かっているという声も届いておりますし、買物困難者に対する支援という課題に対して、効果が現れていることも確かだと思えます。ただ、今回の事案を進める過程において、市の対応に不適切な部分があり、その点については市側も認めております。その部分については、市は担当職員に対する処分を既に行っており、再発防止のため全職員に対して対応の徹底を図ったとのことでありました。結果として、市民のためになっているからよいということではありませんが、買物困難者支援という課題の解決に向けて、前進させようとして取り組んだことだということは、議会としても考慮すべきものだと思います。

市に対しては、不適切だった部分を改善し、このような地域課題に対して公平に民間事業者と地域が連携できる仕組みをつくり、進めることが求められています。その中で、100条調査という大きな負担を課す調査を行うことは、課題解決への流れを止め、市民にとっても決してプラスとなるものではないと考えます。また、これまで全員協議会で説明を受け、経緯については明らかになっており、百条委員会設置の必要性はないと思いますので、この議案に対しては反対いたします。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論を許します。

8番、鈴木好彦君。

〔8番 鈴木好彦君登壇〕

○8番（鈴木好彦君） 清流会の会長と会員が反対と賛成の立場で登壇しております。これだけ寛大な会派ということに感謝しております。

ただいま上程されています本案に、賛成の立場から討論を申し上げます。今この議場には、市民の付託を受けた元市職員が市長をはじめとして4名の方がおられます。問題となっている民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に係る事件は、市の職員を経験したことのない私ですら驚くようなことと捉えております。とりわけ本市の最高幹部を歴任された市長をはじめとする4方におかれましては、普通ではあり得ない、また絶対にあってはならないことだったと、そういう認識であったと拝察しております。

さて、この問題は十分な説明が行われてきたのか甚だ疑問が残る中で処分が既に行われていまし

た。その後情報発信の起点になった職員の関与については、職制上同等であるとの理由で、責任は生じない旨の説明が副市長からなされております。しかし、その後確認が不十分で指摘を行わなかったという新たな事実で処分を行っていますが、先に処分を受けた2人の処分にこの新たな事実がどのように取り扱われたのか、またさきの副市長答弁と新たな事実による処分との間の整合性のなさなどなど、不明なところや矛盾があることをご指摘申し上げます。このようなことが続けられれば、職員にやる気を失わせ、行政サービスの低下を招き、市民の信頼を失うのではないかと大いなる危機を抱くものです。村上市議会は、今回起きたことの真実を解明し、さらには公正な分析を行い、それを基に反省を促し、公正で平等な市民サービスが行われるよう導いていくのが重大な責務ではないかと私は思います。希望ある明るい村上市を築き上げるため、意欲を持って職務に取り組める職場環境を実現することを目指し、村上市議会の責務を果たしていかなことを皆さんにお訴えし、私の賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論はございませんか。

14番、川村敏晴君。

〔14番 川村敏晴君登壇〕

○14番（川村敏晴君） 先ほど提案者の方に質問をさせていただき、私としての結論を出し、反対の立場で討論させていただくことといたしました。

先ほど来提案者の方にも質問させていただきましたが、提案者からは行政側の職員が行った事業者に対しての区長さんを通してのアンケート調査、またそのアンケートに関わった行政負担、公費を使ったコピー用紙だとか、コピーの経費でしょうか、ここを市民の血税を利用した行為がさらに調査が必要ということで、もう一点は職員に科された処分、これを訂正したいという思いもあるというふうなことではございましたが、提案者の私の質疑の答弁にございましたが、37年の職責の中で、この百条委員会を経験したことは一度もなかったという、それほどこの百条委員会、提出された場合そこに関わる市職員等に対する重圧というものは大きなものであります。処分の訂正に匹敵するもの以上であると私は考えますし、またこの調査をすることにより、担当関係ある課及び職員に対しては、出頭命令等に従い、その百条委員会の調査で多大なる時間と労力を使用することとなり、質疑で申し上げたとおり多くの市民、マスコミ等の注目がこの問題以外のところに波及しないとは限らない大きなやはり課題を含んでくると私は懸念しているわけであります。それゆえに私も経験してこなかった議会人として伝家の宝刀と言われるこの百条委員会を開催するに当たっては、十分なる慎重に慎重を重ねた上での開催になってきていたというふうに感じているわけであります。

私ごとで恐縮ではございますが、17年間の議会の経験の中で一度も経験をしてこなかったということもございますが、今問題とされていますこの買物支援事業、これがなぜ百条委員会を設置してまで問題にされなければならないのか、そこが非常に私は理解が得られなかったというふうにと捉え

ております。私も初当選以来45歳でしたが、当時は兼業、今もそうですけれども、保険の代理店という仕事をしながら議員職務を務めさせていただいてまいりました。子どもも小中とありましたので、PTA活動、そしてまたまちづくり協議会というふうな活動にも参画してまいりました。その中で、この移動販売という買物支援者に対する課題が出てきていたのも事実でありますし、個人的にもそういう事業に参入する力もなければ、当時のまちづくり協議会としても非常に厳しい状態であるというふうな捉え方をしているわけでありましたが、当時他町村で議員であるにもかかわらず移動販売を今もなさっていますけれども、始めた方がいらっしやって、非常にすばらしい事業、若い議員さんなのに展開できるのだなと思って非常に敬服した思いがありますし、今でもそう思っていますし、それに引き続き我が村上市からもやはり若き議員がこの問題について自ら飛び込み、事業展開をされていると、私はこのことについては心から支援を送っていききたい事業であると。

村上市は、市民協働を旨とする行政対応を大きく掲げてまいっております。まちづくり協議会の設置もその大きな手法の一つであるというふうに私捉えておりますが、その中で行政側の職員も、そして市民、まちづくり協議会側の方たちも、それぞれの地域の課題に対してしっかりと手を打っていかうという行動を数年前から続けているわけでありまして。その活動の事実は多くの議員さんも承知なさっていると、このように思っております。その中の課題の一つにこの移動支援販売という問題がなぜこのように厳しくと申しますか、個人の尊厳に関わるような百条委員会まで設置して取り上げなければならないのか、村上市議会議員の皆様、判断をこれから仰ぐことになろうと思っておりますが、やはり私今後も若い議員の方に率先して立候補していただき、アクティブな議員活動をしていただくこと、そしてまた職員の皆様には、やはり自分の信じる正義、もちろん職務規程を守りながらですが、率先して職員として活動していただきたい、そういう思いの中でこの百条委員会の設置については、それらの思いを大きく踏みにじることになるだろうというふうに捉えております。この問題については、何回も議員全員協議会において質疑され、そしてその全容を語られ、私はそれをしっかりと受け止めさせていただき、理解しているわけでありまして。その中で、あえてまた百条委員会の設置により、この村上市の市政と議会を混乱さしめることは、賢明なる村上市議会議員の皆様判断の中にあってはならないのではないかと、これを強くお願いを申し上げまして、私の反対の立場での討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございませんか。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 無党派の上村正朗であります。本件議案について、賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思っております。

本案件については、いまだ多くの疑義が存在し、案件全体に係る真相の解明が必要であると考えますが、私は神林支所職員に対する訓告処分に限って所見を述べたいと思っております。本案件を担当し

た神林支所地域振興課長及び課長補佐の2名については、村上市職員倫理条例第3条に規定する職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したとして、本年6月3日付で訓告処分とされています。私は、この処分の妥当性に大きな疑念を持つものであります。6月28日に開催された市議会全員協議会において、自治振興課長の答弁によれば、神林支所地域振興課長は神林地域の区長に文書を発送する前に、自治振興課長に文書案の確認を求め、了承を得たという事実が明らかになりました。特定の事務処理について、地域機関から本庁担当課に確認を求め、本庁がその事務処理について了承した以上、事務処理の当否についての責任が本庁にあることは、行政組織の原則から見て極めて当然のことと言えます。支所担当課長と本庁担当課長が職責上同格の立場であったとしても、行政組織の下級機関が上級機関の指導監督に服することは、組織運営上の基本中の基本だと思います。そうでなければ、組織の意思決定機能は混乱し、正常な組織運営は不可能となってしまいますからです。職員2名に訓告処分を行った時点で明らかになっていなかった上記事実を踏まえれば、本処分は誤りであり、取り消すべきものである可能性が極めて大きいと私は考えます。とりわけ担当課課長補佐は、本庁の了承の下、課長の指示で事務処理を行ったものであり、何で訓告処分に処せられる必要があるのでしょうか。私は、二重の意味で補佐に対する処分の正統性には大きな疑義があると考えます。訓告処分は、地方公務員法上の懲戒処分ではないものの、村上市倫理条例及び地方公務員法に違反する行為を行った者として行われた処分である以上、当該職員にとっては不名誉極まることと言わざるを得ません。この間示された本案件に係る市長報告及び全員協議会における理事者からの説明では、支所の2名の職員に対する処分の正統性について私の疑念は払拭されていないと考えています。市職員は、日頃から市政の各分野で市民の福祉向上のため努力をしています。大雪や大水、地震などの災害時は、自分の安全や家庭を顧みず、市民の命と暮らしを守るために力を尽くしています。

この春神林支所でまちづくり協議会の取組について私は説明を聞く機会がありました。担当の課長補佐は、他の課員をまとめながら、まちづくり、地域づくりに熱心に取り組んでいました。私は、今でもその姿を鮮明に記憶しています。この職員の事実をしっかりと解明して、神林支所職員の私は名誉回復につなげたいと心から願うものであります。本庁は了承し、上司が決定した事務処理に携わったことで、処分を受けることがあるならば、職員は安心して業務に取り組むことができないではないでしょうか。本案件に係る事実関係を明らかにして、職員の処分の見直しと名誉回復につながることを日々最前線で頑張っている市の職員の努力に市議会として応えることになることは私は確信します。調査特別委員会の設置と真相の解明を求める本議案に全ての皆さんが賛同してくださいませことを心からお願い申し上げまして、私の討論を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論はございませんか。

18番、長谷川孝君。

[18番 長谷川 孝君登壇]

○18番（長谷川 孝君） 議員発議第3号について、反対の立場で討論をいたします。

新潟県では、地域の買物の向上を図るため、高齢者買物支援による新規または事業の多様化、事業展開などによって買物支援事業に取り組む事業主体に対し、市町村が必要経費を補助する場合、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和3年4月1日に改正、新潟県買い物利便性向上ビジネス支援事業費補助金交付要綱を定めています。その事業主体は、民間事業者、NPO法人、商工会議所、商工会、商店街団体、農業協同組合、生活協同組合などがあります。令和3年3月12日に新潟県が主催した新潟県買物支援オンラインセミナーでの公益財団法人流通経済研究所の資料によりますと、新規参入訪問型移動販売事業者の採算性の確保の難しさが指摘されていました。また、事例発表では魚沼市地域おこし協力隊を退任後、魚沼市内で起業して移動販売をスタートした元地域おこし協力隊員の話では、成功の秘訣は市や社会福祉協議会、地域の協力が不可欠であるとのこととあります。これらの社会情勢から民間の移動スーパー事業に対し、本市の該当課内での高齢者買物支援の社会的使命感から情報提供に至ったものと推察されます。しかしながら、進める過程において市職員として大いに配慮を欠ける点が見受けられました。それは、本市には稟議規程はありませんが、代わりとなる村上市事務決裁規程中事務決裁権限者は次に掲げる事案については決裁できないとある第7条（1）、異例または先例となると認められるものに抵触しているのではと思われるからであります。この件は事務決裁者である何人かの課長が進めたことですが、この情報提供やアンケートを行う前に政策に落とし込み、先ほど話した県の補助金や本市の産業支援プログラムの中の販路開拓きっかけづくり事業補助金などに関連づけ、この事業に関わる可能性のある複数の事業者を想定した中で事業者を募る必要があったのでは、そのために副市長もしくは市長まで判断を仰ぐところまで注意を働かせる必要があったと思われます。この件は、7月21日の全員協議会において担当課長出席の下、多くの時間を割いて質疑応答、意見が交わされました。その中での私の結論は、非常に重い百条調査特別委員会の設置までには及ばないと判断して、この設置案に反対するものですが、一連の過程での行政判断に対しては、少しばかり苦言を申し上げます。

行政の仕事は、一部の市民や事業者に偏ると思われることは、決してやってはいけません。当然のことですが、公正、公平な行政運営こそが市職員としての務めであるということを再認識してほしいものであります。また、この設置案が新聞などで報道された後、議員や議会を愚弄、冒瀆するような行為が見られました。私ども議員は、言論の府である議会で議論を戦わせ、賛否を明らかにするという議員最大の仕事があります。その仕事を妨害するようなことは民主主義を否定する行為であり、議会の存在自体を脅かすゆゆしき問題であり、看過できないことです。合議制機関である村上市議会の一人一人の議員が間違った策略を使うようなことのない堂々と議論することによる見識のある議会運営を望み、反対討論といたします。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございませんか。

19番、佐藤重陽君。

〔19番 佐藤重陽君登壇〕

○19番（佐藤重陽君） 議員発議第3号 民間の移動スーパー事業に伴う村上市職員による便宜供与に関する調査特別委員会設置について、私も賛成者の一人として討論させていただきます。

この案件は、見たとおり私も会派の中で賛成、反対、前の方もおられました。それほどやはり議論されるべき逆に課題となってしまうのではないかなというふうに考えるわけであります。私も平成3年に初めて村上市議会議員としてこの議場に入らせていただきましたが、100条の委員として2度務めさせていただきました。今回関わるかどうか分かりませんが、またこれができるかどうか分かりませんが、私にとっては3度目の百条調査特別委員会になるかというふうに考えております。皆さんが言われるように、本当に重いものではありません。しかし、議会に与えられた調査また今後の村上市のために必要な権能を与えられ、その中で仕事をするための一つの調査方法であります。そのことも理解していただけたらというふうに思います。

私は、本題に入りますが、市長は議長からの5項目の質問に対し、令和3年6月28日付で議長宛てに買物支援アンケート調査に関する調査結果について報告という文書が提出されております。その中の5項目めに、特定の事業者名を記載し、アンケート調査を行ったことについて、職員に倫理上の問題はなかったか、また倫理上の問題があった場合についての市の対応はの問いに対し、市長の調査結果は、担当した神林支所地域振興課長及び地域振興課長補佐の2名については、6月3日に村上市職員懲戒審査委員会で審査し、村上市職員倫理条例第3条に規定する職員が遵守すべき職務に関わる倫理原則及び地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものとして同日付で訓告処分としました。また、再発防止のため全職員に対しては、文書の取扱いを改めて徹底するよう通知しましたと調査報告しています。6月に入り判明した事案をなぜそんなに急いで処分する必要があったのでしょうか。再発防止のためというなら、もっと時間をかけてどうしてこのような事態を引き起こしたのか、原因を調査の上、対策を検討し、今後の業務における指針を示すべきと考えます。全職員に文書の取扱いを改めて徹底するよう通知して解決できる問題とは到底考えられません。

同じく2項目めを読むと、当該案件について書面の印刷や返信用封筒などの費用は、市の予算から支出されたかの問いに対し、市長の調査結果は、書面の印刷や返信用封筒など費用は市の予算から支出されております。書面の作成や印刷に当たっては、職員が市のパソコン、プリンター、印刷機を使用しましたと報告しています。市の事務事業として、倫理上ふさわしくないからといって、職員を懲戒処分にしておいて、公費の不適切な支出に対し何も対処しないのは不思議でなりません。次期、監査委員から指摘及び指導がなされるものと考えますが、場合によっては議会から監査委員へ何らかの要請が出されることになるかもしれませんが、このたびの職員に対する訓告処分は、本

当に必要なことだったのででしょうか。何が問題で、今後どうあるべきなのか、今回の事象をよく検証し、市民の不信を払拭していくことが当村上市議会に課された責務と考えます。議会に与えられた権能を使い、議会の使命を果たす、それが我々市議会議員の職務です。皆さんにご賛同賜り、調査特別委員会を立ち上げ、村上市議会の問題に取り組む姿勢を市民の皆さんに見ていただきましょう。よろしく願い申し上げます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） 次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決をいたします。

議員発議第3号については、議長は否決と採決をいたします。

ここで、小杉武仁君の入場を認めます。

小杉武仁君を入場させてください。

〔5番 小杉武仁君入場〕

○議長（三田敏秋君） それでは昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

正 午 休 憩

---

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

日程第5 議第60号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第60号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第60号につきまして、提案理由のご説明を

申し上げます。

議第60号は、村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして規定され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収は、当該機構が行うこととなり、徴収事務は市区町村長に委託されることとなったことから、条例中の個人番号カードの再交付に係る規定を削除しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第60号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第61号 村上市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議第62号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議第63号 村上市上水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議第64号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第61号から議第64号までの4議案は、いずれも条例の一部改正についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第61号から議第64号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第61号から議第64号につきましては、村上市下水道条例、村上市集落排水処理施設条例、村上市上水道条例、村上市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。これらの4議案は、いずれも令和2年第1回定例会でご議決をいただきました上下水道料金の従量料金を改定する条例の施行日を改正するものであります。改正内容といたしましては、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響から上下水道料金の統一に係る値上げにつきましては1年間据え置くこととし、本年10月1日から料金統一する予定といたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、市内経済が十分に回復している状況とは言い難く、使用者負担の増加をお願いすることは難しいと判断し、統一時期を延期しようとするものであります。延期後の統一時期につきましては、ワクチン接種が進み、市内経済の回復が期待される来年の大型連休明けまでは現行の料金単価とし、令和4年6月1日から料金を統一しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第61号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第61号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第62号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第63号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

最後に、議第64号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第64号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第65号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第65号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第65号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,550万円を追加し、予算の規模を326億5,700万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援策を講じるため、早期に着手する必要がある経費について追加しようとするものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で9,737万2,000円を、第20款繰越金では前年度繰越金8,812万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第4款衛生費で簡易水道事業会計及び上水道事業会計繰出金、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費で3,600万円を、第6款農林水産業費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費及び下水道事業会計繰出金で830万円を、第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1億900万円を、第8款土木費では下水道事業会計繰出金3,220万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これより議第65号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午後 1時09分 休憩

---

午後 1時16分 開議

○議長（三田敏秋君） これで協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

ここで皆様に申し上げます。ただいま議題となっております議第65号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第7号）の質疑については、さきに議会運営委員会でご協議いただいたとおり、歳入全款について1人3回まで、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

これから歳入全款について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 企画財政の課長に、今回コロナウイルスの全額ということで9,737万2,000円ということで、歳入に入れると。これまでちなみに昨年から臨時交付金という形でたびたび市のほうに入ってきた金額ございますが、全部で合計で取りあえず幾らになりますか、コロナウイルス関係のものです。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 国から交付内示があった総額が17億3,932万4,000円でございます。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかに歳入全款についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑は款ごとに行います。

最初に、第4款衛生費について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、第7款商工費についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 専門外のところで申し訳ないのですが、ちょっと勉強のためにもお聞かせいただきたいと思います。

議案議件事書の10ページで、観光課の新型コロナウイルス感染症緊急対策経費〔観光課〕1,000万円のところなのですが、特産品販売促進支援事業ということで、恐らくこういう事業を立ち上げるときには、全国の先進の事例の情報を収集して、地域の実情に応じて政策を立ち上げることだと思うのですが、鹿児島県の阿久根市で同じような特産品販売促進支援事業というのをやっています、それと同じような中身なのかなと思ってちょっと見ていたのですが、中身はオンラインによる物産会みたいな感じなのですが、阿久根市でやっているのは、地域の特産品を宅急便で送るときに宅配料金を市が負担するという事業の中身で、かなり成果は上げているようなのですが、その辺のあとはちょっと勉強のために教えていただきたいのですが、そういう阿久根市の事例も検討の中に入ったのか、それとそういうものについて検討した結果、成果がないからこっちのほうになったのか、検討にも入っていないのかもしれませんが、その辺ちょっとお聞かせいただければなと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） 申し訳ございません。鹿児島県の阿久根市の状況は、すみません、把握しておりませんが、昨年もこちらのオンライン物産展のほうを開催しておりますので、2年ほど開催しておりますので、今考えておりますのは、同じスキームの中で今年も開催したいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 私もお歳暮で村上の地酒とか、米とか大変親戚、知人に送るものですから、その送料の負担をしていただけたら非常に特産品の販売につながるのではないかな、鹿児島県の阿久根市がそれでかなり成果を上げているということなので、まだ検討していなければオンラインでももちろんいいのですけれども、ご検討いただければなということをお願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。何か観光課長あれば、市長でも。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ご提案ありがとうございます。実は、プロジェクトチームのほうでも、いろいろと検討しています。これは、当然事業者さんとのディスカッションも含めて、何が一番いいのだろうかということで、今回オンラインの物産販売、これ非常に多分有効だろうと、今後DXが進む中で、この選択肢は例えばコロナ禍終了後もアフターコロナの中でも生きていくだろう。ただ、そこに到達するまでに問題なのが、例えばネット上の商品展開であるとか、そのやり取り、その注文・発注のシステムづくり、そういったいろいろなところがあるので、まずは課長申し上げましたとおり、前回実施したやつの事業者、また参加できなかった方の事業者のアンケート調査をいただきながら、今回これが一番ベターだろうということで、まずこれに取り組んでいるということでありまして。議員ご提案の部分については、しっかりと今後検証させていただきたいと思っております。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで第7款商工費についての質疑を終わります。

最後に、第8款土木費についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第65号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第66号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

議第67号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第68号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第66号から議第68号までの3議案は、令和3年度各事業会計の

補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第66号から議第68号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第66号から議第68号の3議案につきましては、令和3年度村上市公営企業会計の補正予算についてであります。いずれも新型コロナウイルス感染症に係る支援策として、本臨時会に上程をいたしております上下水道料金統一時期延期のための条例改正に伴い、その影響による収益の減額を計上するとともに、他会計補助金として同額を一般会計から繰り入れる補正をしようとするものであります。

初めに、議第66号 令和3年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の収入におきまして、給水収益から他会計補助金に1,800万円を更正しようとするものであります。

次に、議第67号 令和3年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、上水道事業と同様に収益的収入及び支出の収入におきまして、給水収益から他会計補助金に560万円を更正しようとするものであります。

最後に、議第68号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の収入におきまして、下水道使用料から補助金に3,690万円を更正しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第66号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第66号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第67号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

最後に、議第68号の討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第68号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和3年第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 1時29分 閉 会